

【ご注意ください！】「電気柵」の設置における安全確保について

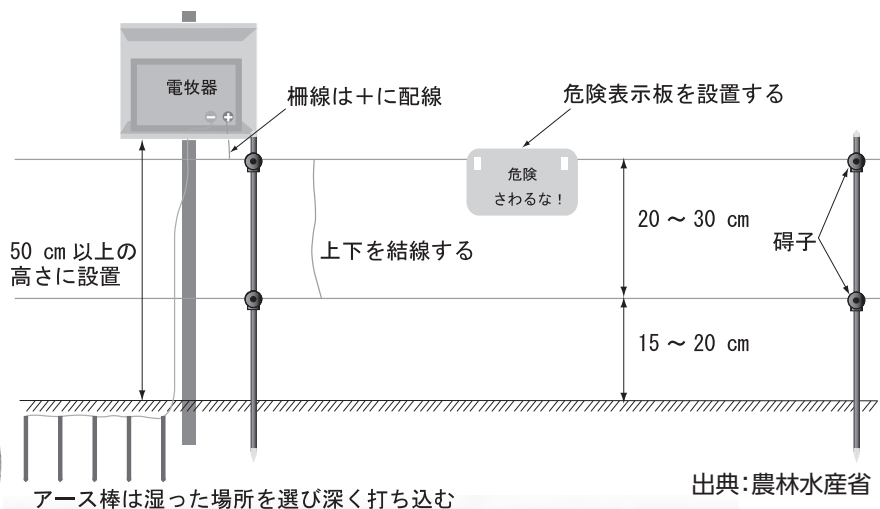
7月19日西伊豆町において、鳥獣対策として設置した「電気柵」による死亡事故が発生しました。

今回の事故においては、感電防止のための適切な措置を講じていなかったことが原因と考えられており、電気柵を設置する際は、下記のことを必ず守って設置するようお願いいたします。

▼**注意1** 電気柵の電気を30ボルト以上の電源（コンセント用の交流100ボルト等）から供給するときは、電気用品安全法の適用を受ける電源装置（電気柵用電源装置）を使用すること。

▼**注意2** 公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合は、危険防止のため、15ミリアンペア以上の漏電が起こったときに、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断器を設置すること。

▼**注意3** 電気柵を設置する場合は、周囲の人が容易に視認できるところに危険を表示する看板などを掲げること。



※**危険表示板イメージです。**
危険表示板を設置する際は、子どもも読めるように「ひらがな」を含めた表示の上、目立つ箇所に複数設置してください。

※鳥獣被害対策については、役場産業課にお問合せください。

▽凹地などでは柵線の隙間を大きく開けないように必要に応じて碍子（がいし）支柱を通して漏電しないように取り付ける絶縁器具（の数を増やし柵線を導く。

▽夏は2、3週間に1回程度、漏電防止のため電気柵の周辺の除草を行うことが望ましい。

▽週1回はテスターなどを使って電圧の点検を行う。電気柵の周囲に、柵線が支柱や地面に触れていないか、雑草が伸びて接触していないかなどを確認する。

【維持管理のポイント】

